



形質変更時要届出区域

今回指定する形質変更時要届出区域

【起点①】

起点は、淀川左岸線事業用地に係る敷地のうち、  
大阪市北区長柄西二丁目無番地の最北端とした。

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びに  
これらと平行して10m間隔で引いた線で得られる線により、  
対象地を区画した。  
(回転角度=0°)